0 平成二十七年金融庁告示第七号) 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ホ等の規定に基づき、 流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項(

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	ジ比率に関する定性的開示事項とする。
とする。	判断するための基準は、前条第二項に規定する単体流動性カバレッ
二項に規定する単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項	の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を
営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項は、前条第	状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行がその経営
第三条 規則第十九条の二第一項第五号ホに規定する流動性に係る経	第三条 規則第十九条の二第一項第五号ホに規定する経営の健全性の
の開示事項)	の開示事項)
(単体流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間事業年度	(単体流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間事業年度
[2・3 同上]	[2・3 略]
	ク管理に係る開示事項とする。
	流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び単体流動性リス
定性的開示事項及び単体流動性リスク管理に係る開示事項とする。	準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準は、単体
融庁長官が別に定める事項は、単体流動性カバレッジ比率に関する	に定める事項のうち、銀行がその経営の健全性を判断するための基
項第五号ホに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について金	項第五号ホに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別
第二条 銀行法施行規則(以下「規則」という。)第十九条の二第一	第二条 銀行法施行規則(以下「規則」という。)第十九条の二第一
示事項)	示事項)
(単体流動性カバレッジ比率を算出する銀行における事業年度の開	(単体流動性カバレッジ比率を算出する銀行における事業年度の開
改正前	改 正 後

の開 (連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における連結会計年度 示事項

第四条 る する定性的開示事項及び連結流動性リスク管理に係る開示事項とす がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係 る健全性を判断するための基準は、 ついて金融庁長官が別に定める事項のうち 規則第十九条の三第三号ニに規定する経営の健全性の状況に 連結流動性カバレッジ比率に関 銀行及びその子会社等

'2 • 略

年度の開示事項 (連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間連結会計

第五条

動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項とする。 る健全性を判断するための基準は、 がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係 ついて金融庁長官が別に定める事項のうち、 規則第十九条の三第三号ニに規定する経営の健全性の状況に 前条第二項に規定する連結流 銀行及びその子会社等

(銀行における四半期の開示事項

第六条 うち、 点 (銀行法第十四条の二の規定に基づき 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項の 流動性に係る経営の健全性の状況に関する事項 銀行がその保有する資産 (海外営業拠

(連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における連結会計年度

の開示事項

第四条 全性の状況について金融庁長官が別に定める事項は、 規則第十九条の三第三号ニに規定する流動性に係る経営の健 連結流動性 力

バレッジ比率に関する定性的開示事項及び連結流動性リスク管理に

係る開示事項とする。

 $\begin{bmatrix} 2 \\ \cdot \\ 3 \end{bmatrix}$ 同上

(連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間連結会計

年度の開示事項

第五条 規定する連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項とする 全性の状況について金融庁長官が別に定める事項は、 規則第十九条の三第三号ニに規定する流動性に係る経営の健 前条第一 二項に

(銀行における四半期の開示事項

第六条 うち、 点 (規則第十九条の二第 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項の 流動性に係る経営の健全性の状況に関する事項 一項ただし書に規定する海外営業拠点をい (海外営業拠

外営業拠点をいう。以下同じ。)を有する銀行に係るものに限る。ための基準(平成十八年金融庁告示第十九号)第二条に規定する海等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断する

は、次に掲げる事項とする

略

2 [略]

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第七条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ニに規定する経営の健 知に係る開示事項とする。

2 · 3 略

(銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項)

第八条 規則第三十四条の二十六第一項第四号二に規定する経営の健第八条 規則第三十四条の二十六第一項第四号二に規定する経営の健全性を判断するための基準とする。

っぱぽ :- つ。 う。以下同じ。)を有する銀行に係るものに限る。)は、次に掲げ

る事項とする。

[一・二 同上]

2 [同上]

第七条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ニに規定する流動性に(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項は

リスク管理に係る開示事項とする。連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び連結流動性

[2・3 同上]

(銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項

前条第二項に規定する連結流動性カバレッジ比率に関する定性係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項は、第八条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ニに規定する流動性に

的開示事項とする。